

働く女性への健康配慮措置を求める意見書

働く女性の健康が、今までになく脅かされている。

2019年から順次施行されている働き方改革関連法は、施行から5年後に見直しが定められ、2024年現在、政府の有識者研究会で労働法改正に向けた議論が行われている。しかし、この間の議論並びに「新しい時代の働き方に関する研究会報告書」（2023年10月20日）及び労働基準関係法制研究会「議論のたたき台」（2024年11月12日）などを見ても、女性労働者に対する保護や健康配慮措置が全く見えない。

今日、女性の就業率は15歳～64歳までの73%を超え、母子世帯の母親の就業率は86%を超えている。厳しい労働によって、特に女性の心身の健康破壊が著しくなっている。メンタル不調や30歳～50歳のがんの罹患者数も男性より多く、政府統計でも女性の一般職の離職も多い状態である。

この状態を受けて、国内でも、女性の健康に特化した「女性の健康総合センター」が創設されて、性差医療への取組が推進されてきているが、働く女性の増加に伴うライフスタイルの調査や対応は、今後の課題である。

今般の労働法改正に、働く女性の健康配慮措置を生かさなければ、全体への権利の後退につながりかねない。また、困難な問題を抱える女性への相談支援対応も強めるべきである。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 労働法改正においては、働く女性への長時間・有害危険労働の規制を強めること。
- 2 妊娠出産・生理・更年期・メンタル不調などの困難な健康問題を抱える女性への対応を行うこと。
- 3 国として、性差医療の推進や自治体での相談支援体制などに必要な財源を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月18日

衆議院議長	額賀福志郎	様
参議院議長	関口昌一	様
内閣総理大臣	石破茂	様
総務大臣	村上誠一郎	様
財務大臣	加藤勝信	様
厚生労働大臣	福岡資麿	様
内閣府特命担当大臣	三原じゅん子	様

いわき市議会議長 永山宏恵